

玄米及び精米品質表示基準の一部改正の概要

見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されます。

玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されることに伴い、このような場合でも都道府県名等が表示できるよう見直します。

現行の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	県産			8割

改正案の表示イメージ

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	県産 県産(産地未検査)			8割 2割

農産物検査等において産地の証明がされていない米穀について、米トレーサビリティ法の伝達情報に基づき産地名に「**県産(産地未検査)**」と記載できるよう見直しを行います。

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割
	県産(産地未検査)			10割

玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 原料玄米 原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ イの場合においては、イの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目について、証明の内容に基づき、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて記載することができる。ただし、産地について証明を受けていない原料玄米の産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条に基づき伝達される産地を記載することができるものとする。</p> <p>なお、この場合において、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 複数の原料玄米について表示する場合にあっては、当該原料玄米の使用割合の多い順に記載すること。</p> <p>(イ) 複数の原料玄米について表示することができる場合にあっては、当該複数の原料玄米の一部の原料玄米についてのみ表示することができる。</p> <p>(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあっては、表示するすべての原料玄米について表示項目をそろえて記載すること。</p> <p>(I) 産地の表示をする場合にあっては、アに規定するところにより記載し、産地について証明を受けていない原料玄米について産地の表示をする場合にあっては、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と記載すること。</p> <p>エ（略）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（表示禁止事項）</p> <p>第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(4)及び(5)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。</p> <p>(1)（略） （削る。）</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 原料玄米 原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあっては、当該証明米についてイの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアに規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 複数の証明米について表示する場合にあっては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。</p> <p>(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあっては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。</p> <p>(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあっては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。</p> <p>エ（略）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（表示禁止事項）</p> <p>第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(5)及び(6)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語</p> <p>(3)～(6)（略）</p>